

31 東広総総第 475-2 号
令和元年 8 月 19 日

東京都後期高齢者医療広域連合
情報公開・個人情報保護審議会会長 様

東京都後期高齢者医療広域連合長
山崎 孝明

令和元年度諮問第 2 号

東京都後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審議会条例第 2 条に基づき下記の事項について諮問します。

記

- 1 外部提供に関する審議会事前一括承認基準の追加の可否について（個人情報保護条例第 15 条第 3 項第 5 号、第 15 条第 6 項）

国及び都からの補助金等により実施される学術研究事業に係る匿名化处理等を行った給付情報等の提供について

事前一括承認基準の類型追加について

本件は、個人情報の外部提供に関する審議会事前一括承認基準に以下の類型を追加することについて、個人情報保護条例第15条第3項第5号及び15条第6項に基づき、審議会の意見を聴くものである。

1 追加する類型

外部提供に関する審議会事前一括承認基準の類型12として、以下の類型を加える。

類型	目的 又は 事例	保有個人情報
12	<p>国及び都からの補助金等により実施される学術研究事業に係り、国、都又は実施機関からの協力依頼に対して匿名化処理等を行った給付情報等を提供する場合</p> <p>国及び都からの補助金等により実施される学術研究事業に係り、国、都又は実施機関からの依頼に対して広域連合が保有する給付情報等に東京都国民健康保険団体連合会が匿名化処理及び暗号化処理を施し、国民健康保険中央会を通して実施機関に提供する。</p> <p>・医療費適正化等の観点から、厚生労働省の補助金を受けて研究機関が実施する医療費の分析及び利活用方策の検討のための研究 等</p> <p>提供に当たっては、保有個人情報の内、以下の情報に匿名化処理（※）を施すこと。</p> <p>①医療機関番号、②保険者番号、③被保険者記号・番号、④被保険者氏名、⑤公費負担者番号、⑥公費受給者番号、⑦証明書番号、⑧生年月日の内の日付。</p> <p>※「高齢者の医療の確保に関する法律第16条の規定により保険者が厚生労働大臣に提供すべき情報等について」に準じた匿名化処理。</p>	診療報酬明細書（レセプト）に記載されている項目

(備考)

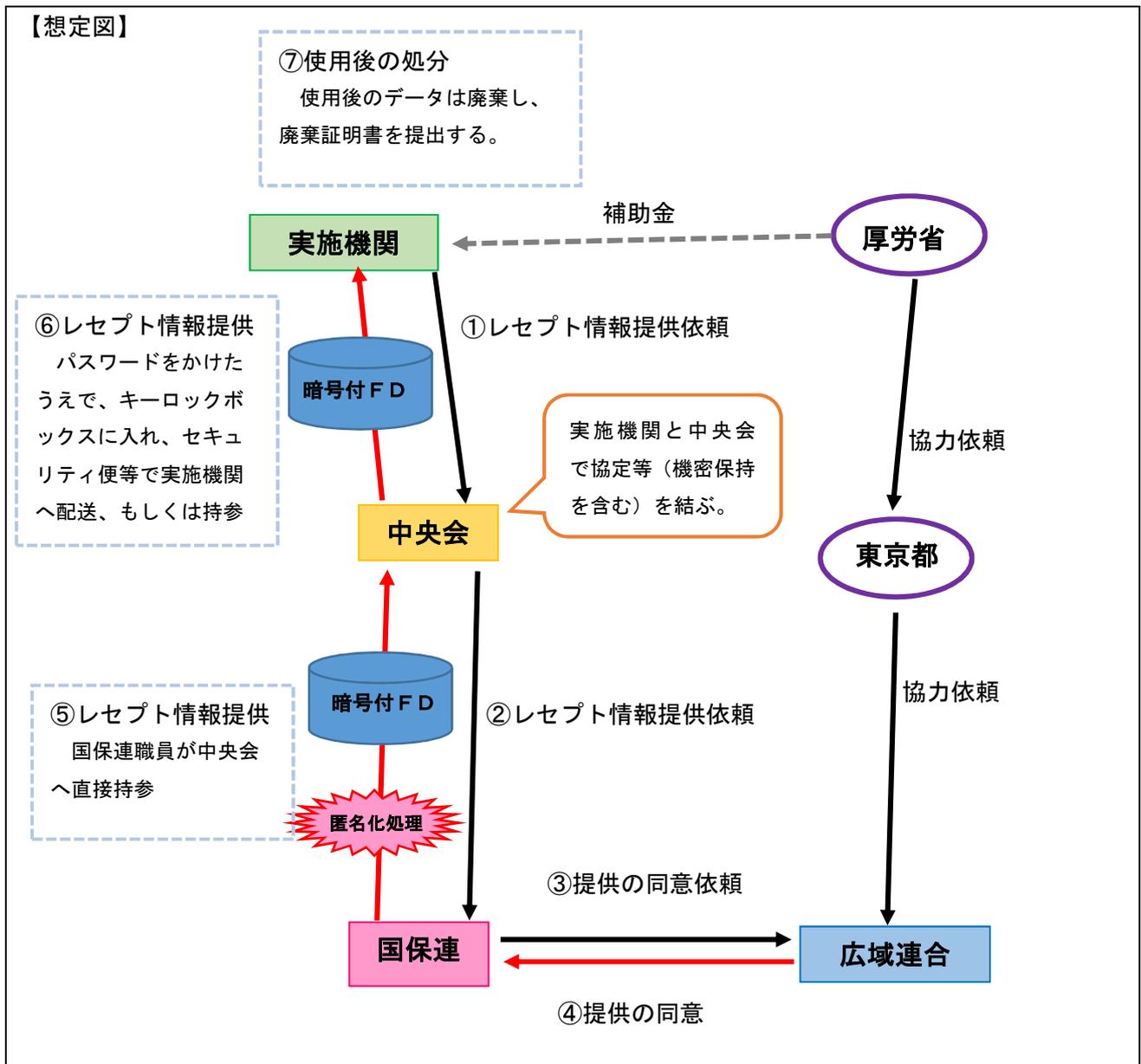
- ・ 判断に疑義が生じる案件があった場合は、総務課長に協議すること。
- ・ 外部提供するものに、依頼文とともに誓約書を提出させること。
なお、類型12(匿名化処理を行った情報の提供)については、誓約書に準ずるものでも可とする。
- ・ 上記の事前一括承認基準の類型に該当する事項については、個人情報保護条例第15条第6項に基づく本人宛通知を省略することができるものとする。
なお、類型に該当しない場合、又はその判断に疑義が生じる場合は、当該外部提供の可否とともに、本人宛通知の省略の可否について個別に審議会の意見を聴くものとする。

2 追加する理由等

・ 諮問第1号のとおり、厚生労働省の補助金を受けて研究を行う大学からレセプト情報提供の依頼があった。給付情報等の分析等については医療費適正化の観点から公共性・公益性が認められること、匿名化処理等を行うことで個人情報保護の安全性が保たれること、今後同様の依頼が来ることが想定されるため、事前一括承認基準の類型へ追加したい。

3 提供方法

- ・提供に当たっては、国及び都からの補助金等により実施される学術研究事業であって、保有個人情報に匿名化処理を施すことを条件とする。
- ・実務的には、実施機関から国民健康保険中央会及び東京都国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）へ提供の依頼があり、国保連から該当保険者（広域連合）へ情報提供の同意の依頼があり、広域連合からの同意書の提出をもって広域連合が保有する給付情報等に国保連が匿名化処理及び暗号化処理を施し、国民健康保険中央会を通して実施機関に提供する形を取る。



4 文言整理

事前一括承認基準の中で用いられている「診療報酬明細書」を「診療報酬明細書（レセプト）」で統一する。

○高齢者の医療の確保に関する法律第 16 条の規定により保険者が厚生労働大臣に提供すべき情報等について

(平成 21 年 5 月 15 日)

(保発第 0515001 号)

(都道府県民生主管部(局)国民健康保険主管課(部)長、都道府県後期高齢者医療主管部(局)後期高齢者医療主管課(部)長、国家公務員共済本部長、地方公務員共済組合理事長、日本私立学校振興・共済事業団理事長、全国健康保険協会理事長、健康保険組合理事長あて厚生労働省保険局長通知)

改正 平成 29 年 10 月 30 日保発 1030 第 10 号

高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号。以下「法」という。)第 16 条の規定により、全国医療費適正化計画及び都道府県医療費適正化計画の作成、実施及び評価に資するため、保険者及び法第 48 条に規定する後期高齢者医療広域連合(以下「保険者等」という。)は、厚生労働大臣に対し、調査及び分析に必要な法 16 条第 1 項に規定する情報を電子情報処理組織等を使用して提供しなければならないこととされています。その情報については、個人情報の保護を図るため、患者等の氏名等を削除し、匿名化・暗号化した状態により提供することとし、提供に当たっての具体的な方法等は下記のとおり定めましたので、実施について遺漏なきようお願いいたします。

また、都道府県におかれては、貴管内市区町村、国保組合及び後期高齢者医療広域連合に対する周知についてお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

第 1 提供する情報及び提出方法

一 提供する情報

保険者等は、厚生労働大臣に対し、第 16 条及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平成 19 年厚生労働省令第 129 号。以下「省令」という。)第 5 条の規定により提供する情報は次の情報とする。

- 1 保険者が提供する特定健康診査等の実施状況に関する情報(平成 29 年 10 月 30 日付保発 1030 第 8 号厚生労働省保険局長通知「保険者が社会保険診療報酬支払基金に提出する平成 30 年度以降に実施した特定健康診査等の実施状況に関する結果について」(以下「保発 1030 第 8 号通知」という。)の記の第 1 の二の 2 において提出対象としているファイルの情報をいう。以下同じ。)

- 2 保険者等が提供するレセ電仕様明細書に関する情報(平成 20 年 12 月 25 日付保発第 1225007 号厚生労働省保険局長通知「電子情報処理組織の使用による費用の請求に関して厚生労働大臣が定める事項及び方式並びに光ディスク等を用いた費用の請求に関して厚生労働大臣が定める事項、方式及び規格について」別添 1—1 から 1—4 において示した「オンライン又は光ディスク等による請求に係る記録条件仕様(医科用)」、「オンライン又は光ディスク等による請求に係る記録条件仕様(DPC 用)」、「オンライン又は光ディスク等による請求に係る記録条件仕様(調剤用)」及び「光ディスク等による請求に係る記録条件仕様(歯科用)」に基づき作成された審査決定後の診療報酬明細書(又は調剤報酬明細書)に関する情報を総称したものをいう。以下同じ。)

なお、診療報酬改定等により変更通知が発出された場合は、その内容に基づき作成された審査決定後の診療報酬明細書(又は調剤報酬明細書)とする。

二 提出方法

第 1 の一の情報の提出については、省令第 5 条第 3 項の規定に基づき、電子情報処理組織(保険者等が使用する電子計算機と社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)又は国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。))が使用する電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用する方法又は当該情報を記録した光ディスクその他の電磁的記録を提出する方法により提出しなければならないこととされており、当該情報を国が受領するまでの具体的な流れについては、次のとおりとする。

1 特定健康診査等の実施状況に関する情報

特定健康診査等の実施状況に関する情報については、保発 1030 第 8 号通知により、保険者から支払基金に報告される当該情報を支払基金から国が受領することとする。

2 レセ電仕様明細書に関する情報

レセ電仕様明細書に関する情報については、それぞれ以下のとおりとする。

なお、保険者等の提出に係る事務負担等の軽減の観点から、支払基金又は国保連合会に提出された診療報酬明細書(調剤にあっては調剤報酬明細書)については、それぞれの審査支払機関から国が受領することとする。

- (1) 支払基金及び国保連合会においては、平成 21 年 4 月診療分以降の審査決定されたレセ電仕様明細書を個人情報の匿名化処理及び暗号化処理(国において配布する匿名化処理を行うソフトウェアで氏名等を削除し、匿名化した後に、同ソフトウェアで暗号化する処理をいう。以下同じ。)を行った上で磁気媒体(CD、DVD 又は LTO)に記録した状態により厚生労働大臣に提出すること
- (2) 上記(1)以外で保険者が直接審査または直接診療を行っている場合においては、平成 21 年 4 月診療分以降の審査決定されたレセ電仕様明細書を保険者にて個人情報の匿名化処理及び暗号化処理を行った上で磁気媒体(CD、DVD 又は LTO)に記録した状態により厚生労働大臣に提出すること

3 提出先

下記の住所地に提出すること。

【住所地】

〒100—8916 東京都千代田区霞が関 1—2—2

厚生労働省保険局医療介護連携政策課保険システム高度化推進室

第2 匿名化処理について

一 匿名化処理を行うソフトウェアの送付

特定健康診査等の実施状況に関する情報及びレセ電仕様明細書の情報において記録されている患者等の個人を特定できる情報について、提出後の調査分析において個人を識別できないよう、第1の二に示した各提出者の所有する電子計算機において匿名化処理を行うためのソフトウェア(以下「匿名化ソフトウェア」という。)、匿名化ソフトウェアの利用マニュアル及びシステム間インターフェース定義等を記録した光ディスク(CD—R)を別途送付することとしている。

なお、保発1030第8号通知の記の第3の二の3の(1)に示す付番用のソフトウェアとはこの匿名化ソフトウェアのことである。

二 入力ファイル

匿名化ソフトウェアにより、各提出者において自ら所有する電子計算機上で匿名化処理を実施することとなるが、匿名化処理を行うための入力ファイルの詳細については、別途送付する光ディスク(CD—R)に収録したシステム間インターフェース定義を参考とすること。

三 出力ファイル及び提出までの流れ

匿名化処理により出力されるファイル及び提出するファイルは、それぞれ以下のとおりである。

- 1 特定健康診査等の実施状況に関する情報については、保発1030第8号通知に基づき保険者において匿名化処理がされるが、暗号化されていない状態で出力されることから、既に支払基金より配布されている暗号化ソフト若しくは保険者と支払基金又は国保連合会との間において用いられているオンライン送信用ソフトウェアの暗号化機能を使用して暗号化処理を行い、暗号化済のファイルを提出すること。
- 2 レセ電仕様明細書の情報については、保険者及び審査支払機関が国に提出するファイルの様式に編集され、暗号化された状態で出力されることから、当該暗号化済のファイルを提出すること。

以上

《参考条文》

高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年八月十七日法律第八十号)

(医療費適正化計画の作成等のための調査及び分析等)

第十六条 厚生労働大臣は、全国医療費適正化計画及び都道府県医療費適正化計画の作成、実施及び評価に資するため、次に掲げる事項に関する情報について調査及び分析を行い、その結果を公表するものとする。

- 一 医療に要する費用に関する地域別、年齢別又は疾病別の状況その他の厚生労働省令で定める事項
 - 二 医療の提供に関する地域別の病床数の推移の状況その他の厚生労働省令で定める事項
- 2 保険者及び第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合は、厚生労働大臣に対し、前項に規定する調査及び分析に必要な情報を、厚生労働省令で定める方法により提供しなければならない。

高齢者の医療の確保に関する法律施行規則

(平成十九年十月二十二日厚生労働省令第百二十九号)

(医療費適正化計画の作成等のための調査及び分析)

- 第五条 法第十六条第一項第一号の厚生労働省令で定める事項は、医療に要する費用並びに診療の件数及び日数に関する地域別、年齢別、疾病別、診療内容別、男女別及び医療機関の種類別の状況に関する情報並びに法第十八条第一項に規定する特定健康診査及び同項に規定する特定保健指導の実施状況に関する情報とする。
- 2 法第十六条第一項第二号の厚生労働省令で定める事項は、医療の提供に関する地域別、病床の種類別及び医療機関の種類別の病床数並びに地域別及び医療機関の種類別の医療機関数の推移の状況に関する情報とする。
- 3 法第十六条第二項の規定により、厚生労働大臣から同条第一項に規定する情報の提供を求められた場合には、保険者及び後期高齢者医療広域連合(法第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合をいう。以下同じ。)は、当該情報を、電子情報処理組織(保険者又は後期高齢者医療広域連合が使用する電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))と社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第百二十九号)による社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。))又は国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)が使用する電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用する方法又は当該情報を記録した光ディスクその他の電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)を提出する方法により提出しなければならない。